

熊谷市監査委員公告第6号

令和2年度都市整備部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和2年11月16日

熊谷市監査委員 三澤 欣一

熊谷市監査委員 権田 清志

令和2年度都市整備部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 国や県の補助金等申請にあたり、規則に定められた課外合議がなされていないものがあつた。熊谷市予算規則第22条及び熊谷市会計事務規則第24条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【都市計画課、建築審査課、公園緑地課、土地区画整理事務所】</p> <p>(2) 現金出納簿について、記入漏れ、記入誤り、未整備があつた。熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【建築審査課、公園緑地課、土地区画整理事務所】</p>	<p>(1) 補助金等申請時に、会計管理者へも合議するよう改めた。 文書主任を中心に確認し、再発を防止する。 【都市計画課、建築審査課、公園緑地課、土地区画整理事務所】</p> <p>(2) 現金受入後、直ちに金融機関へ入金するものも現金出納簿を用意し、すべて記入するよう改めた。 出納員を中心に確認し、再発を防止する。 【建築審査課、公園緑地課】</p> <p>(2) 現金出納簿の記入方法を改めた。 出納員を中心に確認し、再発を防止する。 【土地区画整理事務所】</p>
<p>2 支出事務</p> <p>(1) 出張命令及び旅費の支払根拠となる会議や研修等の通知に文書收受、合議がないものがあつた。熊谷市文書管理規程第8条等に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【都市計画課、開発審査課、公園緑地課】</p>	<p>(1) 電子メールのみであるものを除き、通知文に直接、文書收受や合議をするよう徹底した。 文書主任を中心に確認し、再発を防止する。 【都市計画課、開発審査課、公園緑地課】</p>
<p>3 契約事務</p> <p>(1) 委託契約について、業務の完了報告書に文書收受されていないも</p>	<p>(1) 委託業務の完了報告書に、必ず文書收受するよう徹底した。</p>

<p>のがあった。熊谷市文書管理規程第8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【公園緑地課、土地区画整理事務所】</p> <p>4 財産管理</p> <p>(1) けん引式スイーパー集草機とインバーター発電機の備品登録漏れがあった。熊谷市物品管理規則第17条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【公園緑地課、土地区画整理事務所】</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 收受した日付や合議意見が修正液で修正されている、起案文書や收受番号に鉛筆書きがある、決裁や文書公開の欄が未記入といった事例が見られた。熊谷市文書管理規程第6条に基づき文書主任が適正な事務処理を行うべきである。 【都市計画課、開発審査課、建築審査課、公園緑地課、土地区画整理事務所】</p> <p>(2) 開発登録簿の写し交付処理について、受け付けた申請書類に不備が見られた。都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第17条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【開発審査課】</p>	<p>文書主任を中心に確認し、再発を防止する。 【公園緑地課、土地区画整理事務所】</p> <p>(1) 備品登録が漏れていたものは登録し、改めて備品現物と備品台帳を照合した。 課長を中心に確認し、再発を防止する。 【公園緑地課、土地区画整理事務所】</p> <p>(1) 文書の記載は、容易に訂正できないボールペン等によることを徹底し、訂正時には書き直し又は訂正印で処理するよう改めた。また、合議先にも同様の処理を依頼した。 記入漏れについても文書主任を中心に確認し、再発を防止する。 【都市計画課、開発審査課、建築審査課、公園緑地課、土地区画整理事務所】</p> <p>(2) 交付申請書の記載事項を必要最小限に改めた上で、窓口確認を徹底して再発を防止する。 【開発審査課】</p>
---	---